

## 「監査報告書作成に関する実務指針の改正」(公開草案)について

### 1. 3 頁上から 2 行目以降

監査報告書を提出する際の宛先として、「監査役会に提出する監査報告書(又は監査委員会に提出する監査報告書)」について会社法では、取締役会宛の監査報告書謄本を提出することを想定しているものと思われるが、「監査役会」(又は「監査委員会」)を宛先とすることもできる。ただし、監査報告書の宛先については、監査意見の内容にかかわるものではないことから、「代表取締役」等他の宛先とすることも差し支えない。」とある。これについては、次の二点において、法解釈上の誤りがあると思料する。

第一に、法令上、会計監査人の監査報告書は、監査役及び監査役会の監査を受ける義務があり、監査役に提出することが義務付けられている。したがって、「取締役会宛の監査報告書謄本を(監査役会に)提出することを想定しているものと思われる」と解するのは誤りであり、法律的には、むしろ、先ず第一に、監査役に対して提出することが想定されているといえる。(注)

(注) 法令上、会計監査人の監査報告については、「特定監査役及び特定取締役に対し会計監査報告の内容を通知しなければならない。」(会社計算規則 158 条 1 項)と規定されている。

第二に、「(監査役会に提出する)監査報告書の宛先については、(中略)「代表取締役」等他の宛先とすることも差し支えない。」とあるが、会計監査人は株主総会において選任される会社の機関であり、法理論的に言えば、会計監査人の監査報告書の最終的な報告先は、株主である。したがって、法の趣旨からすれば、宛先は「株主各位」とするか、あるいは当協会の監査報告書のひな型のように、宛先は特に記載しないこととすべきである。ただし、上記のとおり、会計監査人の監査報告書は監査役及び監査役会の監査を受けることが義務付けられており、かつ、監査役に対して提出することが義務付けられていることから、監査役会に提出する監査報告書について仮に宛先を明記するならば、「監査役」又は「監査役会」とすべきであり、それ以外の者を宛先とすることは誤りである。

### 2. 12 頁「(2)意見に関する除外」の 1 行目

(誤) 「会社計算規則第 154 条第 2 項」

(正) 「会社計算規則第 154 条第 1 項第 2 号」

以上